

# ワイマール初期の学制改革

——統一学校を中心に——

太田和敬

## I はじめに

本論は第一次世界大戦直後のドイツ、つまりワイマール共和国初期の学校制度改革の分析を目的としている。扱う時期は「全国学校法」が廃案となる1922年初めまでである。この時期にワイマールの教育制度の骨格ができるのである。

「ワイマール」という語は、第二次世界大戦後の日本国民、平和で民主的な日本を築くことを願ってきた人々にとって、とりわけ重要な、特別な意味と響きをもっていた。世界で最も民主的といわれた憲法をもちながら、きわめて短時日の間にナチスにとって代わられたその運命が「日本国憲法」をもち、かつファシズムを体験した日本人にとって「教訓」として受けとられてきたのである。憲法、教育基本法30年余を迎えた今日、なおこの教訓は意味を失っていないといえよう。その内容は多岐にわたるがその中心は、第一次大戦を通じて、「平和」が教育的価値になったことである。

総力戦として闘われた第一次大戦は、国民全体を悲惨な戦争にまきこみ、その被害は甚大であった。ワイマール憲法が、その基盤が脆弱であったとはいえ、民主的な内容をもって構想されたことは、「平和」を願う国民の意識を反映したものであることは疑いない。教育の面では、第一次大戦前のとりわけプロシャに色濃く見られた軍国主義教育の払拭、そしてそのための国民各階層の統一した運動が「平和」のために求められた。「宗教教授」をめぐる闘いはその第一歩であったといえよう。

ワイマール初期の教育問題の核が統一学校であることは周知である。ルナチャルスキイが規定したところによれば、統一学校は資本主義学校の最後の形態であり、社会主義学校の最初の形態である。このことは高度に発展した資本主義国においては、改良主義的な立場からも、社会主義をめざす立場からも統一学校が支持されることを意味する。ドイツにおいても、多少のタイムラグがあるにせよそうであった。ドイツ革命の際には当然、社会

主義統一学校と改良主義的統一学校が制度構想として潜在的に対立した。しかし、革命の敗北とともに、前者は移行形態としての統一学校へと位置付けを変更せざるを得なくなる。いいかえれば、ブルジョア民主主義の積極的位置付けである。

当然のことであるが、この3つの構想が同じものであるはずはない。とするならばこれらの相違を明らかにすることが、先ず第一に必要なことになるだろう。

しかし、本論文ではそれに完全に応えることはできない。独立社会民主党やドイツ共産党が革命の時期に、学校についての社会的プログラムを提起したわけではなく、さらに、ドイツ共産党が、ブルジョア民主主義の積極的位置付けをするようになるのは、1922年以後のことなのである。したがって、ここでの課題はそこに至る萌芽的な形態の中で各々の性質を明らかにすることであろう。

ワイマール共和国をナチスが打倒したことは、様々な偶然が重なったにせよ、ワイマール共和国の内部にそれを余儀なくした矛盾があったと考えられる。しかも、ワイマール共和国は、革命か否かを社会的に問うた結果として歴史に登場したのであり、その時に現れた諸々の構想の性格を明らかにしておくことは今日の問題を解く上で重要であろう。

ドイツにおいては、かつて「哲学」によって近代が告げられたように、この「変革」は宗教と学校をめぐる問題の中に主に表現された。したがって今日現れているカテゴリーが全面的に展開していないとはいって、宗教と学校をめぐる問題の中に、「教育の自由」及び「国民教育の主体」の問題が問われていた。

以後、この点を中心にワイマールの学制改革についての分析を行ないたい。

## II ドイツ革命の勃発と学校と教会の分離の進展

1918年11月3日、キール軍港での水兵の反乱に端を発

したドイツ革命は、またたく間に全国に波及したが、これは単に政治的分野にとどまらず、当然のことながら「学校改革」の要求にまで至らざるをえないものであった。王政が崩壊して共和政が成立し、スバルタクス団が蜂起するまでは、社会民主党幹部の妨害がありながらも、革命的情勢が昂揚した時期であり、学校をめぐってもこの時期に改革の宣言がなされ、いくつかの前進的措置がとられたのである。もちろん、制度にまで及んで具体的改革が日程にのぼったわけではないが、第一次世界大戦以前に論じられてきた内容が集約的に出された、という意味でも無視することのできない質をもっていた<sup>1)</sup>。

それはまず、学校と宗教の関係を改めることから始まった。革命の中心がプロイセン、ベルリンであったように、ここでもベルリンが中心であった。

プロイセンの臨時政府は11月13日に次のような声明を発した。

「すべての教育施設、特に国民学校の改革、統一学校の創出<sup>2)</sup>」

そして以後、社会民主党のK=ヘニッシュ(Konrad Haenisch)と独立社会民主党のA=ホフマン(Adolf Hoffmann)によって次々と新しい措置がとられた。

11月17日、ヘニッシュの提唱で、ベルリン教師協議会が設立され<sup>3)</sup>、11月27日に教会による学校監督(Geistliche Ortsschulaufsicht)を廃止した。さらに29日、無宗教者に宗教教授を強制することを禁じた。この命令は12月18日、28日に繰り返され、徹底することを命じている。そして、12月に入って21日には軍学校(Wehrschule)を廃止した<sup>4)</sup>。

バイエルンにおいても同じような事態が急速に進展した。

革命の中で成立した社会主義的な臨時政府は、11月26日「全学校制度は全ての者のための教育施設として、社会的な出生による差別なく、統一的に組織されなければならない」という声明を発した<sup>5)</sup>。そして同時に文相ホフマンが、戦争による教科書不足克服の指示を出し、12月16日に、教会の学校監督を廃止し、世俗的な専門家に監督を行なわせるよう命令した。これはいうまでもなく、監督体制全体の改編を予定したものであった<sup>6)</sup>。この法令に付属するホフマンの訓令は次のように述べている。

「学校の外的な関係の秩序に対する配慮は、その学校、学校の各科のすべての教師の義務である。教会の地方学校監督の廃止によって、多くの教師のいる学校においては、決められた教師が校舎の秩序の維持、二、三の

学校部課に服務しているすべての組織の経営、そして服務関係の処理に従事することが要求される<sup>7)</sup>。」

教会の学校監督を廃止することは、國家がそれを代わりに行なうことであって、国家管理の強化に他ならないのであるが、バイエルンにおいては、学校自治と調和させていく試みが萌芽的にめざされていたということができるだろう。それは教科書のとり扱いにみられるように、外的事項に限定されていたものでもなかった。

ザクセンでは、12月2日教義問答による宗教教授を禁止し、宗教教授を週2時間の聖書史の講義に限定した。さらに6日、無宗教者に宗教教授を強制することを禁じ、11日には国民学校を宗派的に設置することも禁止したのである<sup>8)</sup>。

このように州政府が法的措置をとらなかつたところでも、労兵協議会(Soldaten=Arbeiterräte)が要求を出して、実質的な力をもつたところもあった。

ハンブルグでは、11月12日の労兵協議会で、いち早く教師協議会を選出し、26日には次のような要求を出した。

- 1. 1919年1月1日からの教育費(Schulgeld)の無償。
- 2. 予備学校(Vorschule)の廃止。
- 3. 宗教教授の破棄<sup>9)</sup>。」

そして、12月10日には、学校と教会の分離を要求している<sup>10)</sup>。ハンブルグの労兵協議会は、翌年の3月25日になって、校長の秘密投票による選挙を要求しているので、その力は大きなものであったと思われる<sup>11)</sup>。

ブラウンシュバイクの労兵協議会が、11月21日に次のような法を公布したことは注目すべきことであった。

- 1. 今までの内閣によって承認された全学校制度の上級監督、最高指導はブラウンシュバイク共和国においては、個々の学校の多少異なった規程に抵触しないことについては、国民教育人民委員会(Volkskommissariat für Volksbildung)によって行使される。

- 2. 教員養成所を含めて、学校の指導と監督が、宗教局(Konsistorium)に任せられていた限りではこの代わりに国家の学校官庁である人民学校委員が行なう。この点でのこれまでの規程はすべて廃止する。

- 3. 人民学校委員会は、7名よりなり、最終的な決定までは、州法によって国民教育人民委員会により任命される。

この委員会には、教員養成所、自治体の学校の校長の中から1名、教師から3名、義務就学の子をもつ父母から2名、行政官1名が選出されなければならない。議長は行政官が行なう<sup>12)</sup>。」

以上みたように、革命情勢の進展とともに進行なわれたことは、原則的な統一学校の宣言と、その実現の第一歩としての学校と教会の分離であった。しかし、労兵協議会の要求にみられるように、その基本にあったことは、学校を労働者階級にとりもどすことであって、後に「学校妥協」やワイマール憲法で規程された単純に国家がとり戻すことではなかった。労働者の学校を実現するための、学校自治、父母の参与、国家の指導、監督のあり方を模索したのであって、その結実の一つの型態がプラウシュバイクの人民学校委員会であったといえよう。

しかし、11月革命が当初から社会民主党の指導部——それは党主エーベルトの「私は革命を欲しません、いや私はそれを罪悪のように憎んでいます」ということばに端的に表されている——によって裏切られ、労働者階級の要求が歪められていったが、これは教育政策においても例外ではなかった。しかもそれは先述した一連の改革の動向に既に巧みに織り込まれていた。そこで次にこの2ヶ月に改革と反改革がどのような政策論理で対立していたかをみてみよう。

先に述べたようにプロイセンではヘーニッッシュとホフマンが教育政策の責任者であり（プロイセンでは独立社会民主党が離脱するまで2人大臣制をとっていた）この2人によって、それぞれ2つの政策の対抗がなされたと理解されている。

社会民主党にしても、独立社会民主党、スバルタクス団にしても、党の原則的教育政策は1906年の社会民主党マンハイム大会の定式を批判したことはなかった<sup>13)</sup>。しかし、周知のように19世紀末からドイツ帝国主義の発展とともに社会民主党多数派の右傾化が進み、第一次世界大戦での帝国主義戦争擁護でそれが決定的になった。H=シュルツとともに有力な教育のイデオローグであり、かつ臨時政府での責任者であったヘーニッッシュは、すでに階級協調主義、反西欧主義的ドイツナショナリズム、社会有機体説の信奉者であった<sup>14)</sup>。

しかし、ここでは具体的な教育政策に限定して以下みたいこう。

ホフマンの出した訓令は11月15日と27日のものがある。15日付の訓令は（1）軍国主義教育の一掃、（2）反革命的教唆煽動の禁止、（3）宗教教授の強制の禁止がその内容であり、27日のは次のような文であった。

- 1. プロイセンの教会の地方学校監督は今日より廃止する。
- 2. 今まで役職についていた者は、郡学校視学によって受けつがれるまで職務にとどまる。
- 3. この引きつぎは即座に着手されるべきであり、

12月31日には終了していなければならない<sup>15)</sup>。」

ホフマンが政策化したことは、革命の遂行とそれに基づく学校改革であり、それを簡潔明瞭に指示したのである。

これに対し、ヘーニッッシュが11月29日に出した訓令は、ほとんどがホフマンと同趣旨のことを述べながら、小さな、しかし巧みな抜け道を設けたものであり、しかもそれは正確に保守派によって感知された。

「1. これまで行なわれていた授業前後の祈り（Schulgebet）は廃止する。

2. 学校の側で礼拝に行ったり、他の宗教施設に行くことを生徒に強制することはできない。さらに、学校は共通の宗教的な祭（例えば、聖餐式出席）などを行なうことはできない。学校の祭は宗教的性格をもつことはできない。

3. 宗教教授は試験科目ではない。

4. いかなる教師も、宗教教授を分担したり、教会活動を義務付けられたり、又礼拝の子どもの監督をしたりすることはない。

5. 生徒は宗教教授に出席することを強制されない。14歳以下の生徒については、ある宗教教授に出席するか否かは教育権者が決め、14歳以上の生徒については宗教成年についての一般規程が妥当する。

6. 学校の宗教教授には宿題は禁止される。とくに教義問答・聖書・歴史・聖歌の暗記教授は廃止する<sup>16)</sup>。」

2人の訓令の間には一見大した違いはないように見える。ホフマンにても決して宗教教授そのものを禁じているわけではなく、その範囲では同じなのである。しかし、マックスポール（Max Pohl）は、学校と教会の分離は支持するが宗教教授を固守するという保守の立場から、ヘーニッッシュの訓令に安堵するのである。「宗教教授を禁じているのではなく、宗教教授の宿題、そして教義問答・聖書・歴史聖歌の暗記がいけない、といっているのである。……教授計画を変えるものではないのである。」そして、彼は宗教教授は至るところで望まれているのだ、といったあとで、「キリスト教徒の親が、非宗教的な道徳教育をやらされたとしたら、それは良心の強制である。」といって、信仰・良心の自由を根拠として、宗教教授を主張するのである<sup>17)</sup>。

では、どこにこの2人の相違があるのか。いうまでもなく最も基本的な相違は、11月革命への態度である。ホフマンは「嵐が地上にふきあれている。ほとんど測ることのできない重要な変革が成就した。これまで最も頑固に古い伝統・偏見・特権そして抑圧手段を固持していた

ところで、新しい生活がドイツの村でおこっている」と述べたのに対し<sup>18)</sup>、ヘーニッシュは「労兵協議会は自分の党しかないかのようにふるまっている」と不満を露にした<sup>19)</sup>。

第二は宗教教授の全体における位置付けの相違である。宗教教授はそれ自体として固有の問題であるが、ワイマールドイツにおいては教育目的についての争いが、宗教教授の衣装をまとめて現れたのであり、教育をめぐる最も基本的な問題だった。後になってそのことは次第に明らかになるが、ホフマンが「軍国主義教育の一掃」と結びつけて指示したことは、とりもなおさず、宗教教授の裏にある教育の基本的性質の除去を意図したものであった。それに対して、ヘーニッシュは宗教教授を固有にとりあげることによって、軍国主義・国家主義的本質を黙認したのである。のために、宗教の自由が矮小な形でとりあげられ、問題そのものが矮小化された。これはヘーニッシュ自身によって自覚されていたことである。彼は「社会民主党は、おろかにも性急にことをはこぼうとすることを拒否する」と述べていた<sup>20)</sup>。

第二は、「教育の自由」についてのとらえ方に根本的な相違があった。このことについてホフマンはこう述べていた。

「すべての偏見から自由に、伝統的な歴史の偽造から自由に、そしてすべての宗派的な影響から教授が自由である。完全な学校と教会の分離が守られる。……宗教的な宗派の自由は守られる。宗教は私事であり、宗教団体の事項である。それ故、国家と教会の完全なる分離が最も基本である。教会は自由な生活を送ることができると、自らの要求・生活維持は自らの労苦で行なうべきである<sup>21)</sup>。」

これに対してヘーニッシュの自由は、各団体の自治論とでもいべき内容のものであった。教師・父母・生徒（但し中等学校生徒）の自由な判断を最大限認めていく体制において「教育の自由」をとらえた<sup>22)</sup>。

ホフマンが伝統的な教育の自由に対して、新たな労働者階級の教育の自由のカテゴリーを獲得したと評価することはできないであろう。しかし、ホフマンが偏見や抑圧から解放されることが教育の自由の基本であると考えるのに対し、ヘーニッシュにおいては、選択の自由となり、望みさえすれば公的に認める体制が教育の自由であった。後に宗教勢力が進出するに及んで教育の自由をめぐる対立がより複雑となるが、ヘーニッシュの論理が容易に「教会の教育の自由」を認めるものであることは明白であった。

### III 学校妥協とワイマール憲法の制定

1918年12月後半になると、にわかに反改革の動向が積極化した。16日に開かれた「全ドイツ労兵評議会（Allgemeiner Kongress der Arbeiter-und Soldatenräte Deutschlands）」で独立社会民主党は惨敗を喫し、社会民主党が圧勝した。そして、独立社会民主党はついに29日に臨時政府を脱退するに至る。30日ドイツ共産党の創立を経て、1919年1月6日スバルタクス団の蜂起、そしてそれに対するノスケに指導された軍隊の徹底的な弾圧を通して、旧支配層の勝利がもたらされた。しかも、この弾圧に積極的に加担した社会民主党は19日の国民議会選挙に苦戦し、連立政権を余儀なくされたのである。

このような保守勢力の回復は、直ちに教育政策の分野にも反映された。ホフマンによって出された11月27日の指示は、2月15日、ヘーニッシュによって撤回された。「同意を各方面から得ていないことを十分に考慮していなかった。それで、これ以上適用することを停止する」とヘーニッシュは撤回の指示の中で述べた<sup>23)</sup>。しかし、ヘーニッシュはこれに先だって、2月3日にプロイセン議会で次のように演説していたのである。

「社会主义者や非社会主义者の最良の専門家による基本的な計画が同時に練られておりますが、その目的は次のようなものであろうと思います。統一学校というスローガンは、今日はまだ単なるスローガンでありまして、計画は実際に具体化され、統一学校といいうすべての子どもにとっての平等の可能性という偉大な思想は、実際に移されなければなりません<sup>24)</sup>。」

このヘーニッシュの演説は、統一学校の実現をめざすものであるが、統一学校を「平等の可能性」と置きかえており、これは事実上「学校間の移行」ということに矮小化するものであった。「統一学校運動」のイデオロギーの1人であるケルシェンシュタイナーにとって重要なことは、国民的一体感の創出と、才能ある者の進学、及び指導層への確保であったから、基礎学校後においては、移行可能性こそが統一学校の制度的中核であった。ドイツ共産党をはじめとする労働者階級がケルシェンシュタイナーの統一学校論を批判しなければならなかつたのは、それが国民すべてに必要な基礎的な教育を保障しないからであった。宗教問題のみならず、制度問題においても既に社会民主党がブルジョアジーと「妥協」する下地がこの演説に示されていたといえよう。

ザクセンにおいても後退現象から免れなかった。3月に入って、ザクセン人民議会（Volks Kammer）では、新法案、新学校制度をめぐって激しい論争が闘わされ

た。

独立社会民主党のリピンスキ (Lipinski) やリッセル (Ryssel) は、宗教と学校の徹底的な分離をおしすめること、そして才能ある者をすぐに上級学校に入ることを要求した<sup>25)</sup>。しかし、3月24日、民主党 (Deutsche Demokratische Partei) のランゲ (Lange) は、民主的な国家が平等を基調とするものであることを指摘しながらも、教育の目的が全体性 (Gesamtheit) への奉仕でなければならないことを強調し<sup>26)</sup>、更に民主国民党 (Demokratische Volkspartei) のワーグナー (Wagner) は次のように言って改革に反対した。

「教育者は、青年のことをよく知る必要があるのであって、政党の事情によって教育するのではない。…親の権利は原人間的 (urmenschlich) なものであって疑いようがない。そして、親の大半は宗教教授を望んでいる。宗教は実際に多くの宗派に分れている。しかし、親も宗派に分れているのであるから、特別に問題などないのである。……ドイツへの愛が必要であります<sup>27)</sup>。」

こうして、ドイツ民族性、非政党——このことは実際には、左翼政党が教育政策に関わることを非難する論拠であった——、宗教教授が反改革の3つの柱として登場した。

こうした動きを受けて首相のグラッドナウアー (Grasdner) は改革姿勢を強調し、統一学校の実現に努力しながらも、なお3月30日の議会で教育宗教問題についての主張は、今進行している国民議会 (Deutsche Nationalversammlung) の決定に一致させるべきである」として、憲法に先行して改革を行なうことに消極的な発言をせざるをえなかったのである<sup>28)</sup>。

さて、1919年の前半期、政治的情況が最も直接的に反映されたのはいうまでもなく憲法審議であった。特にワイマール憲法は複雑な制定過程を経た「妥協」の産物であるので、特にその推移をみておくことが、その性格を把握する上で不可欠であろう。

臨時政府が憲法制定国民議会を招集することを決めたのは、1918年11月25日各州革命政府の代表者会議の場であるが、その後臨時政府は、12月9日から12日にかけて憲法についての最初の討議を行ない、そこでは国民学校について「統一性・無償性・世俗性」の原則を確認した<sup>29)</sup>。しかし、この古典的な原則は多分に独立社会民主党の力によるもので、その政府からの脱退後はもう再び掲げられることはなかった。

さて、臨時政府は、国務大臣でありベルリン商業大学教授であったプロイス (Hugo Preuß) に憲法草案の起

草をさせたが<sup>30)</sup>、1919年1月3日の第一次プロイス草案（これは一般には公表されなかった<sup>31)</sup>）では、学問と教授の自由・才能による進学の2点が記されているのみであったが、1月25日の第二次草案には次のように規定された。

「公立学校の上構は統一的であり、全体の福祉のために、才能に応じてすべての個人の発達を保障する<sup>32)</sup>」

この案に対して社会民主党は、不満であった。この後段に独立社会民主党の考えを認めたからである。マックスクワルクはこれをホフマンとアイスナーの「不純物」と呼んだ<sup>33)</sup>。

このプロイスの草案を討議して作成された政府第一次案は2月17日州委員会に提案されたが、その内容は次のようなものであった。

「31条、公立国民学校の教授は無償である。青少年及び全国民の教育 (Bildung) のために公立の施設によって充分に保障される。学校・教授制度は、全州において国民学校の上に、中間学校、中等学校施設で教授が上構されるように設置される。公立学校制度は国家の監督の下にある<sup>34)</sup>。」

この草案は既に社会民主党の後退を如実に示している。「世俗性」は消え、「すべての個人の発達」の保障が「公的施設の保障」に代わった。後者は文言上それ程差異がないようにみえるが、プロイス第二草案に対する社会民主党の反発に現れたように、この時期の政治情勢とも相まって、改革への消極性の反映というべきものである<sup>35)</sup>。

この機をとらえて宗教団体は猛然と攻勢に出た。プロテstantのN・カール、カトリックのグレーバーが要求したことは、宗教教授が正規の課目であること、それが強制ではないこと、大学の神学部を維持することの3点であった<sup>36)</sup>。この論拠はやはり「教育の自由」であり、「私的教授の自由」を公的に保障する、という論理であった。

これに対して社会民主党は、宗教教授は学校を「競争学校 (Konkurrenzschule)」にするという理由で反対したが、結局民主党が宗教団体の側を支持し、憲法委員会 (Verfassungsausschuss) で作成された4月の草案では、大幅に宗教教授の規程がとり入れられた。長くなるがこの教育条項を引用しておこう。

「33条、芸術・学問及びその教授は、外的強制から自由である。国家はそれを保護し助成する。」

34条、青少年の教育のために公的施設が準備される。その設立に際しては、国・州郡が協力する。

公立学校の教師は国家公務員としての権利と義務を有する。

35条、全学校制度は国の監督の下におかれる。国はそれを常勤の専門的に養成された役人によって遂行する。

36条、一般的就学義務は、少なくとも8年の国民学校とこれに接続する18歳までの継続学校とを含む。国民学校の教授と教材は無償である。

37条、公立学校制度は組織的に形成される。すべての者に共通の基礎学校の上に、中間学校、中等学校制度が上構する。この上構のためには、職業の多様性が、又子どもが一定の学校を選択するためには、親の経済的・社会的地位ではなく、素質と性向が考慮される。貧困者の中間学校・中等学校への進学のために公的な方法が準備される。

38条、私立学校の設立は国の許可を必要とする。私立学校は州法による。

私立の国民学校は、その内的組織が公立学校より劣っていないときのみ認められる。

39条、すべての学校において、人格的公民的な徳性と、道徳的陶冶がドイツ国民性の基礎の上に求められなければならない。

公民科はすべての学校の教授対象である。生徒は就学義務の終了時に、憲法の写しを受けとる。

40条、宗教教授は学校の正規の教授対象である。それは学校法の規程するところによる。

宗教教授は、当該宗教団体の教義と規則に一致して行なわれる。

教師は宗教教授及び教会の行事に参加する必要はない。生徒は、教育権者の意志に反して宗教教授に出席したり、教会の祭祀や行事に参加することを強制されることはない。

41条、大学の神学部は存置される<sup>37)</sup>。」

表面的には社会民主党の「敗北」であった。しかしむしろ社会民主党の側で歩みよったというべきであろう。4月2日に社会民主党の提出した草案は、細かい字区以外の内容的な相違は全くないからである。そればかりでなく、憲法委員会草案の40条の内容につけ加えて「宗教団体は一定の年令に達した子どもに対して宗派的な宗教教授を学校の内で教授計画に従って行なうことができる」という規定を設けていた<sup>38)</sup>。社会民主党の意図が、学校側は宗教教授に直接タッチしない、ということにあったとしても、この規定は当然の帰結として「宗派学校」に道を拓くものであった。この段階で社会民主党は、大勢として「宗派混合学校」へと傾いていたことを

示している<sup>39)</sup>。

さてこの草案は、当然のことながら以前の憲法と比べて大きな相違をもっていた。(但し、ドイツ憲法は教育条項をもっておらず、邦憲法に委ねていたので、ここではプロイセン憲法と比べる)

第一に、共和国憲法が教育制度の原則を定めたことである。そしてより詳細な規定をもった「全国学校法」を予定したが、それは以後みるように実現しなかった。

第二に、教材の無償、学校の国の監督、学校制度の組織的上構、才能による進学、貧しい者への援助が新たに決められたことである。これらは統一学校を実質化するもので、実施されれば大きな前進面であった。

第三に、ドイツ国民性による教育を規定したこと。

第四に、「公立の国民学校の設立にさいしては、できるだけ宗教上の関係が顧慮されなければならない」という宗派学校の条項が削られていることである。もし、社会民主党がこの線で結着をつけることができれば、教育運動における統一戦線は、ずっと有利になったであろう。しかし、既に1918年7月29日、30日の全国会議で宗派学校の維持を決め<sup>40)</sup>、社会民主党をここまで譲歩させてきたカトリック政党の中央党は、更に6月6日に次の提案を行なって攻勢に出た。

「国民学校は、親あるいはそれ以外の教育権者の意志によって、その宗派の教師によって子どもが教育を受けられるように設立されるべきである<sup>41)</sup>。」

この提案に基いて、社会民主党は中央党のいわゆる「学校妥協」が行なわれる。形式的にみれば、社会民主党は宗派学校を認め、中央党は、宗派混合学校原則、世俗学校の設立を認める、というのがその内容であった。その結果として、「146条(1) 子の入学については……宗教上の信仰を標準とすべきでない。(2) しかし、市町村においては、教育権者の申請に応じて、秩序的学校経営が第一項の意味においてもそこなわれない限り、その信仰または世界観の国民学校が設立されなければならない……」「149条(1) 宗教教授は、世俗学校を除いて、正規の課目である」という条項がつけ加えられたのである<sup>42)</sup>。

「妥協」により成立したワイマール憲法の教育条項は矛盾に満ちたものであった。特に宗教教育の規定はすべての勢力にとって不満なものであった。独立社会民主党や共産党はいうまでもないが、当事者である社会民主党においてもそれを承認する会議で、60名中25名が反対し、承認そのものが危うかったのである<sup>43)</sup>。こうした不満は、「徹底的学校改革者同盟」を創立する力となつた。

一方妥協をからとった宗教界でも、9月1日に「第一回ドイツ福音派教会会議」が開かれ、宗派混合学校を標準とし、世俗学校を認めたことを非難、更に11月12日に開かれたカトリックの「司教会議」は、憲法が教会の不变の権利を侵害した、と表明した<sup>44)</sup>。このように、歓迎されざる憲法が、それが「民主的」といわれようとも、早晚崩壊していくのは必然だったといえよう。特に、教育目的として「ドイツ精神」と「宗教」という両立しない目的を掲げたことは、何らかの「解決」を迫るものだった。ナチという歴史的に最も不幸な形で「解決」されたことは周知のとおりである。この点は後で詳しく論ずることにして、「宗教」をめぐる対立は何であったのかをここで考えておきたい。

第一に、「教育の自由」の内実をどうとらえるか、という問題であった。周知のように「教育の自由」とカテゴリーは歴史的にみれば2つの意味、あるいは系譜をもっている。1つは、教育を私的に行なうことの自由であって、その基本は労働力の再生産は私的に行なわれるという私事性原則にあり、この意味での教育の自由は、家庭教育の自由と教会の教育の自由、私立学校の自由において現実化されていた。他の1つは、教育的価値を国家権力の干渉から守るという意味での教育の自由である。前者は現実態であったが、後者は要求であり理念にとどまっていたといえる。しかし、教会が国家から自由に教育を行なうことができるとみえる限りにおいて、前者は後者をとりこんでいるような論理を提示することができた。ワイマールの妥協において、カトリックの勢力が世俗学校は良心の自由を犯すものだ、という論をたてることがまがりなりにもできたのは、このためである。そして、国民のほとんどが事実として、信仰をもっている限り、この論は説得力をもった。1920年以後多くの父母協議会(Elternbeiräte)がつくられていいくが、ベルリン・ハレ・フランクフルト・ブレスラウの4都市でみると、1924年で78%，26年で72%が宗派的な父母協議会であった<sup>45)</sup>。この「教育の自由」の主張者は概して統一学校の反対勢力であった。

統一学校の支持者で「教育の自由」の再構成を図ったのはナトルプであった。ドイツ教員連盟もそれを受け入れていたといえよう。ナトルプの理想は、自由な個人による自由な国家であるが、それによって国家こそが「教育の自由」の担い手となり、「教会の自由」を否定したのである。しかし、それとともに教会の自由が保持していた「德育の自由」は、その理論的擬制すらもが失なわれた。

こうした現実と理論を克服していかなければならぬ

ことは、労働者階級にとっては自明のことであった。しかし、ヘーニッッシュのように、教育自治すべてを処する教育の自由では、対抗することができないことも、労働者階級は見ぬいていた。労働者階級は、したがって新たな内実を「教育の自由」に与えなければならなかつた。労働者階級にとって労働力の再生産は私的にでは社会的に行なわれるべきものであって、私事性と結びついた教育の自由は否定されなければならない。しかし、教育的価値が外的に阻害されなければならないことはいうまでもない。教育の自由を守る教育の社会的組織ともいいうべき一見矛盾する「教育の自由」を提起することが労働者階級にとって必要なだったのである。教育的価値を守り発展させながら、それを社会的に実現していく中に、自由を求めていくというように言いかえてよいであろう。

学校と教会の分離、宗教教授の禁止、世俗学校の要求は、こうした要求の第一歩であった。教会が「教育の自由」を論理的に体現しているといっても、それはあくまで論理的擬制であり、現実には教会から教育管理担当者が派遣されることで、学校は教会の監督を受け、国民は内面上の統制をうけていたのである。宗派学校は、——教会による学校管理は廃止されたが——基本的にこの問題を残したままであった。

しかし、ドイツ革命にひき続く時期に、このような理論化はなされなかったのである。むしろ、「教育の自由」は、教会の自由と結びつくものとして否定的に扱われたということができる。ホフマンの演説の中に崩芽的にみられるとはいへ発展させられることはなかったのである。この課題は、「全国学校法」闘争の中で再び問われることになっていった。

第二に、国家の統合理念をめぐる対立であった。ドイツ革命は支配層に対して、国民統合について深刻な不安を与えた。既に第一次大戦前から社会民主党の台頭に対抗するために公民教育が強化されていたが、その際「ドイツ精神」が主な柱となっていた。ドイツでは宗教は宗派に分裂していたために、充分な国民統合の理念とはなりえなかった。それ故、統一学校運動のイデオロギーは、多く「ドイツ精神」を教育内容の核に位置付けた。しかし、ワイマール初期では、この二つの理念は拮抗した状況であった。

#### IV 予備学校の廃止と国民学校の再編

ワイマール憲法は、8月11日に成立し、14日に公布されたが、それに先だって春頃から各州で学校改革が進行していた。そして憲法によってその動きが促進された。また、この間の改革を規程したものとして、6月28日に

調印されたベルサイユ条約を忘れるることはできないであろう。

まず改革の動きを概観してみよう。

第一の動向は、国民学校の中に進学者用の促進学級(Förderklasse)が設置されていったことである<sup>46)</sup>。調べることのできた都市の中で、促進学級が設置されなかつたところは、バルメン、ブラウンシュバイク、ブレーメン、カッセル、ケルン、デュッセルドルフ、ハンブルグ、カールスルーエ、ケーニヒスベルク、ポツダム、ロストックの11都市のみであり、1919年11月までに73%の都市で進学者用特別コースが国民学校内に作られていた。

第二に、中等学校の「予備学校(Vorschule)」が次第に廃止されていったことである。同時期に廃止されていた都市は20都市に及んでいる。(ブレーメン、カッセル、ケルン、ダルムシュタット、デッサウ、デュッセルドルフ、エルベルフェルト、エルフルト、エッセン、ハレ、ハンブルク、マンハイム、ノイケルン、オッフェンバッハ、ロストック、シュパンダウ)しかし、この方は45%にとどまっている。

一方、統一学校の理念の現実的な裏付けとなる教育費の無償はあまり進んでいなかったことを指摘しておく必要があろう。無償が明確なのは16%にすぎなかった。(ベルリン、ヴィネスドルフ、ブレーメン、エルフルト、ハンブルク、ハノーバー、ポツダム、ロストック<sup>47)</sup>)

ワイマール憲法は、学校体系を組織的に上構することと、私立の予備学校を廃止することを規定したのであるが、その中で優秀児のための改革が進み、無償化が進まなかつたことは重要なことがらであろう。もちろん、敗戦と賠償の負担を考慮する必要はあるだろうが。

ワイマール憲法が制定される以前の州階段での改革の中で、ザクセンの改革が最も進んだものであった。先述したようにザクセン人民議会では、学校改革に関する闘争が行なわれていたが、保守派の攻勢にもかかわらず、1919年7月22日に比較的前進的な「国民学校制度の移行法(Übergangsgesetz für das Volksschulwesen von. 22.7.1919.)」を制定した。これは18章104条に及ぶ長大な法で、教育目的、学校制度、行政組織、学校運営、教育課程の全般に及ぶ規程をもっており、翌23日に実施令が出された。

簡単に内容をまとめると、国民教育の目的として、肉体的精神的道徳的諸機能を高めることと共に、共同体(Gemeinschaft)への奉仕をはじめに掲げている。さらに、継続教育の目的として職業教育のみならず、公民教

育を重視した。

義務就学は、国民学校年と継続学校3年(定時制)とし、国民学校はすべての者が社会的地位や財産・宗教に関わりなく通うとされた<sup>48)</sup>。

宗教教授は公立一般国民学校では行なわれないと定められた。もっとも、提案によって宗教教授を宗教団体に任せることができる、とされているので、完全な世俗学校とはいえないが、学校が直接宗教教授に関与することがなく、まして宗派学校が認められる余地がないことになり、憲法よりずっと革新的なものであった。更に、教会の地方学校監督の廃止が確認され、教師の任用に宗派は顧慮しないことが明示された。

授業内容としては、ドイツ語、郷土、歴史、地理、自然、算数、幾何、音楽、図画、体育、家庭(女子のみ)が掲げられた。そして実施令において「国民学校は国民共同体のすべての部分に親しみやすいような陶冶内容を伝えるのでなければならない。その教授は全方法において祖国民族性に従つてなされなければならない」と補足されていた<sup>49)</sup>。

この法は、教育目的が少々あいまいであり、ドイツ民族精神との区別が不明瞭であること、中等学校制度の改革が充分視野に入っていないなどの欠陥があるが、国民学校段階の統一性については、宗派学校を廃止したこと、すべての者が通う4年制の基礎学校を設けたことによって大きく前進した。独立社会民主党の力も強く、社会民主党が多数をとっていたことがこのことを可能にしたといえよう<sup>50)</sup>。そして、何よりも、学校に宗派的な分裂をもちこまないことが、統一学校にとって不可欠なだけでなく、教育改革のための統一戦線の結成にとっても不可欠であることが示された。

しかし、先にみたようにザクセンのような改革は例外にとどまった。予備学校の廃止と進学者用のコース、これが主要な改革動向であった。ではそれをもたらした原因は何だったのだろうか。

支配階級が戦争中に戦争の教訓として把握したことは、学校教育が力であり、教育によって国民に祖国愛を形成していくなければならないということであった<sup>51)</sup>。しかもこのことは社会民主党のイデオロギー、シュルツにおいても同様であった<sup>52)</sup>。しかし、戦争中にはこの認識は多分に楽観的なものであった。戦後の中等学校制度の検討を集団で行なった著者の序文で、枢密事務官のK=ラインハルト博士は次のように書いていた。

「やがて、闘いは勝利するだろう。自由と独立、そしてドイツ国民の一体性がもたらされるだろう<sup>53)</sup>。」

そして、宗教・愛国心の必要性を説き、戦争がそれを

表1 1919年における各地の改革進行状況

(d. E. S. の各記事による)

都 市	予備学校の廃止	授業料の無償	教材無償	態力別クラス	進学用促進学級	遅進児促進学級	他
1. Altona	○		○		○		
2. Barmen	○				○ (Begabtenshle)		教員志望者特別級
3. Berlin		○			○		
4. Berlin-Wirmersdorf		○			○		
5. Bochum					○		1 クラス45名
6. Brandenburg					○		
7. Braunschweig					○		
8. Bremen		○	○				
9. Breslau					○		手工の導入
10. Cassel	○						
11. Cöln	○						
12. Darmstadt	○			○			
13. Dessau	○				○		
14. Düsseldorf	○				○		改革進行中
15. Elberfeld	○				○		
16. Elbing					○		
17. Erfurt	○	○			○		
18. Essen	○			○			
19. Flensburg					○		
20. Frankfurt a. M.					○		
21. Freiburg					○		手工の導入、学校医、給食
22. Fürth					○		
23. Gelsenkinchen					○		
24. Hagen				○			
25. Halle		○			○		
26. Hamburg	○		○				
27. Hannover	○				○		
28. Karlsruhe	○				○		
29. Königsberg					○		
30. Magdeburg	○				○		
31. Mainz					○		
32. Manheim	○				○		
33. Münster					○		1 クラス40名
34. Neukölln	○				○		
35. Nürnberg					○		
36. Offenbach	○				○		
37. Plauen					○		
38. Potsdam		○					1 クラス36名
39. Rostock	○	○					1 クラス30名
40. Saarbrücken							
41. Spandau							
42. Stettin							
43. Wiesbaden							
44. Zwickau							

もたらした、と語ったのである<sup>54)</sup>.

J=テウスの「ドイツ統一学校」という著作が出されたのも同じ年であり、ここでは統一学校の可能性が楽天的に論じられていた<sup>55)</sup>.

しかし、敗戦・革命・ベルサイユ条約という悪夢の連続によって支配階級はこの楽天性を失て、教育改革への切実な要求をもつに至る。このことが、現実に行なわれた改革の質と内容を規定した。資本主義社会においては、教育が繰り返し変革されなければならないのであるが、従来の支配の構造と、労働力の養成がそのままで機能しなくなつたことが認識されたとき、支配者の手で学校改革が行なわれてきた。この危機を最も政策的に的確に理論化したのがケルシェンシュタイナーであった。1920年の全国学校会議で、統一学校についての基調提案を行なうなど、その位置は戦後の体制的イデオロギーといってよいであろう。「予備学校」の廃止は、国民的一体感を公民教育を通じて形成する、というケルシェンシュタイナーの議論を制度的に保証するものであった。

しかし、教育の質的水準の問題もそれに劣らず切実な問題であった。

第一次大戦前、国民学校の92%は「貧民学校(Armenschule)」であって、1912年に625万人の生徒がいたが、教師は、9万8千人でその比は1対65であり、しかも100人から120人の生徒がいる単級学校もめずらしくなかった<sup>56)</sup>。戦争によってこれが更に悪化したことはいうまでもない。それで国民教育そのものを成り立たせるために、教育条件の向上を図らなければならなかつた。予備学校も廃止した段階では、不可欠のことであった。

1921年のプロイセンの統計によつて、戦後の状況をみておこう。

単級学校は全体の依然として36.54%にものぼつてゐる。それに対して、8学級の国民学校、つまり全く複式にならざりに済むのは、12.49%にすぎなかつた。また、複数の学級がありながら、教師数が学級数より少ない学校が24.6%もあり、したがつて61.22%の国民学校は全く劣悪な条件の下におかれつたといふことができる。施設の保育状況では、校庭62.3%，校园8.6%，工作施設4.74%，家政施設6.8%となつてゐる<sup>57)</sup>。戦前に比べて改善されたとはいえ、まだまだ劣悪な教育環境であつた。真に解決されなければならない教育改革の課題は第一にここにあつた。1922年に「全国学校法」が議会で議論されたとき、クララ=ツエトキンはそれを指摘した。しかし、それにもかかわらず、国民学校の充分な向上より先行して、優秀な生徒を中等学校に進学させるための措置がとられたことに、この改革の階級的な性格が現れ

ていた。

しかし、予備学校の廃止は簡単に行なわれた訳ではない<sup>58)</sup>。予備学校は初等教育とは異なる中等教育の異質性を示す土台のようなものであり、カリキュラムも中等学校への準備のために編成され、国民学校とは異なつていた。しかも、その特権的地位のために中等教員が改革に對して最も保守的だった。

しかし、やがて中等教員の間からも予備学校に対する否定的な見解が出されるようになった。プロイセン=フィリローゲン連盟は、1919年5月11日、12日に代表者会議を開き、次のような共通見解をまとめた。

(1) 基礎学校は4年をこえず、才能ある者は3年で上級学校に進学しうる。

(2) 予備学校は廃止する。

(3) 中等学校は、改革ギムナジウム(Reform-gymnasium) 上級実科学校(Oberrealschule) 改革実科ギムナジウム(Reformrealgymnasium) 上級リッオイム(Oberlyzeum) の4つに分れる。

(4) 9年制ギムナジウムは維持する。

(5) 学校間の移行の保証。

(6) 教師の給与は任用資格による<sup>59)</sup>。

この見解の特徴は、既成の中等学校の地位は確保しながら、統一学校についての世論に予備学校廃止と学校間の移行のみで対応し、教員の統一性には背を向けることである。もっとも、この見解ですらギムナジウムの教員としては先進的なものであつて7月5日のオルデンブルクフィリローゲン連盟の要求には予備学校の廃止は含まれていないのである<sup>60)</sup>。

しかし、部分的にせよ集団の意志として上のように主張するに至つた事情は何か。まず何よりも前世紀以来、そして特に11月革命以来の統一学校の主張により、統一学校原則、その第一歩としての予備学校の廃止が世論として形成されていたことである。1919年前半期に多くの統一学校案が出されたが、エルンスト=フォックがまとめたものによれば、15案中1つのみが予備学校を前提している<sup>61)</sup>。そして、制度上の対立点はすべての者が通う基礎学校を3年、4年、6年のいずれにするかという点に集中しているのである<sup>62)</sup>。いうまでもなく統一学校がこのように世論となつたのは、その体制的性格によるのではなく、機会均等、教育の平等の原則と結びついていたからであった。これを正しく認識したとき、統一学校は労働者階級の要求となる。

さて第二の理由は、支配階級が自分の階級の中で人材を再生産することができなくなつて來た。つまり複線型体系が機能しえなくなつて來たことである。

テウスは1920年にいくつかの都市のギムナジウムの生徒の大学入学資格（アビトゥアと呼ばれる中等学校卒業資格）の取得状況を調査したが、全体として予備学校のあるギムナジウムでは全生徒の4.16%が取得している一方、予備学校のないギムナジウムでは7.21%となっていた。そこからテウスは、統一学校は国民学校より中等学校に対して大きい利益をもたらすと結論づけたのである<sup>63)</sup>。有名な社会学者も「才能のないやっかいな者を中等学校がかかえこむのはよいことだろうか」といって、中等学校の現状を批判した<sup>64)</sup>。

実際19世紀以来中等学校において成績の悪い生徒の問題が深刻化しており、そこから「才能のある者に自由な道を」というスローガンが生まれていたのである。その具体化のために、国民学校に特別コースをつくり中等学校への進学を認めるマンハイムシステムが生まれ、戦争中にベルリンに国民学校から進学させる「英才学校(Begabtenschule)」が創られた<sup>65)</sup>。さらに、1916年8月30日に国民学校から中等学校の第6学級（9年制ギムナジウムの最下級）への編入を認める措置がとられていたのである<sup>66)</sup>。こうした背景の下に、親の経済的社会的地位によって進学した者より、実力によって進学した者が実質において優位にたっていることがテウスによって明らかにされた訳である。このことは、不平等な教育は教育全体の質的低下をもたらす、ということを我々に教えてくれる。

こうした世論を背景に1920年4月28日「基礎学校と予備学校廃止についての法(Gesetz betreffend die Grundschule und Aufhebung der Vorschule)」が成立した。この法は、

1. 国民学校は、すべての者に共通な4年の基礎学校を含み、その上に中間学校、中等学校が続く。基礎学校は上級学校への準備課程とする。
2. 公立の予備学校はただちに廃止する。
3. 廃止とともに教師は国民学校、中等学校に配属する。
4. 家庭における教育を認める。
5. 障害者のための学校、クラスは上の適用を受けない。

と決めた。これによって予備学校は法的に廃止されることになった<sup>67)</sup>。しかし、予備学校の廃止を3年猶予し、しかも廃止の対象を公立予備学校に限定したこと、そして1923年に優秀な者は基礎学校を3年で修了できるようにした。という留保がつけられた<sup>68)</sup>。

廃止の猶予によって速度が鈍ったとしても公立予備学校は確実に減少はじめた。1921年11月にプロイセンで

は、予備学校の第一学年級（最上級、廃止前に入学）が12,295人いたが、第二、第三学年級は400人、317人となっており<sup>69)</sup>、制度としては社会的意味を失ったといってよいであろう。これによって、初等教育は形態的には一本化され、労働者階級に対して行なわれた教育によって、初等段階全体がおおわれるに至った。それとともに、一本化されることによって初等教育が選抜機関という社会的機能を担うことになった。義務就学の統一段階が上昇するにつれてその機能を担う段階も上昇するであろう。

#### V 教員の要求運動と新しい中等学校の創設

これまで、学校制度改革の主な動向をみてきた。現実に行なわれた改革は、予備学校の廃止と、教会の地方学校監督の廃止が主なもので、大きな成果をもたらしたとはいがたいであろう。ワイマール共和国がドイツ革命の挫折から生まれたことの必然的な結果であるということができるかも知れない。それにもかかわらず、ワイマールの学制改革が現代の教育構造を生みだし、今日なお継承すべき教育価値が生みだされたのは、教育運動の主体が大きく形成されたからであった。それは、教育関係者のみならず、労働者、父母が教育全体に対する要求を提起し、集団的な意志形成を行なうようになったことに、最もよく表現されていると思われる。その中でも、教師団体のめざましい活動は注目すべきものであった。1919年の初夏から各層の教員団体の集会や会議が頻繁に開かれ、それまで政党や労兵協議会が主体であった改革論議は、にわかに教員団体によって豊富な内容をもつようになつた。あらゆる層の教師が集団意志として、教育制度全般についての意見を表明した。結局のところ、この運動は統一されず、個別的な運動にとどまったのであるが、このこと自体1つの重要な教育的事象とみてよいであろうし、教員の統一戦線を確立するための条件を否定的な現実から逆に教えてくれるともいえるのである。逆にいえば、要求が現実的な力に転化せず、改革を現実化することができなかつたのは、「統一学校」を宣言しなければならない学校の現実を反映して、教師も階級的、宗派的に分裂していたからである。そして、教師間の要求はお互いに対立しあうものも含んでおり、全体の要求には高められなかつた。「教師の身分・養成・賃金の統一性」が要求として掲げられたが、それは一部にとどまったのである。

これまで、各層別の教師の要求についてはほとんど紹介されていないので、教師の主体形成の前進面と限界を示すために、その要求を分析しておきたい。

表2 1919年における教員団体の要求

(○は賛成・×は反対)

	A(初等)	B(初等)	C(カトリック)	D(プロテスタンント)	E(中等)	F(中等)	G(女子)	H(成所)	I(職業)	K(職業学校)
統一学校	○	○	×	(自由な体制)	○					
私学・学校選択の自由	×	○			○(予備学校廃止)	○	(×)			
基礎学校	4年	6年			○(のみ)	○	○			
障害児のための教育	○	○		4年(優秀な者は) △(カリキュラム減ずる)	○(優秀な者は) △(カリキュラム減す)	○	○	○		
宗派学校	×	○			○	○	○			
統一的教員養成	○	○		×						
大学での教員養成	○	○	×	×(宗教的養成)	×					
統一的給与	○	○		×(中等学校も)×(教員養成所の向上)	×	(増額)	○			
教師の市民権	○	○					○			
教会からの分離	○	○		○	○					
共学				×	×					

- A. ドイツ教員連盟  
 D. 福音派教員連盟  
 G. 女子校改革案(カトリック系)  
 K. ヴュルテンベルク工業学校教師連盟  
 B. プロイセン教員連盟  
 E. プイセンフィロローゲン連盟  
 H. ブランデンブルク教員養成所教師同盟  
 I. ザクセン職業学校連盟  
 C. カトリック教員同盟  
 F. オルデンブルクフィロローゲン連盟

ドイツの初等教員を中心とする最大の教員組織である「ドイツ教員連盟 (Deutsche Lehrerverein)」は、すでに1918年11月17日に会議を開いて統一学校の声明を出しておる<sup>70)</sup>、教員団体としては最も強い統一学校支持勢力であったが、1919年6月10日から12日にかけて代表者会議を開き、大略次のような要求をまとめた。

「1. 国民学校はすべての公民に対する教育であって、最大限の能力・素質・心身の力を発達させることが課題である。」

2. 教育上の特権を廃止し、統一的な学校体系、行政にする。

3. 6歳から18歳までの就学義務（最低8年の全日制教育）。学校制度は、統一学校・無償・補償の原則により、4年の基礎学校の上の学校は互いに移行可能な措置をとる。

4. 中等学校段階は多様にし、国家的に必要な領域によって分岐させる。

5. 公立学校については、宗教教授は学校としては宗派に共通な部分を教え、他は宗教団体にまかせ、生徒には強制しない。道徳教育は、教育の最大の課題である。教会の学校監督をやめ、国の事務とする。

6. 統一的な教員養成。専門教育と職業教育は大学で、統一的な給与、雇用。

7. 私立学校を認めない。

8. 障害児貧しい者への特別な援助。

9. 外的事項の協力のための父母協議会。

10. 教師団体の権利。」

ドイツ教員連盟と同じく初等教員を中心とする「プロイセン教員連盟 (Preußische Lehrerverein)」は、これに先だって5月30日と31日に教員会議を開いて、ほぼ同趣旨の要求をまとめたが、基礎学校を6年とし、ドイツ上級学校を要求に加えた点が主な相違点である<sup>71)</sup>。

初等教員は、教員の中ではもっとも低く位置付けられ、その養成も中等教育より下位に評価された教員養成所であったし、初等教育そのものが先述したように劣悪であったから、改革志向が強かった。

この初等教員とも、先に引用した中等学校教員とも対照的なカトリック女子教員 (Verein katholischer deutscher Lehrerinnen und Verband Katholischer Lehrerinnen Deutschlands) の要求をみてみよう。

「1. 教育の目的は宗教的道徳的な基礎を与えることである。したがって、宗派的な基礎学校が核となる。」

2. 国民学校は普通児、優秀児、遅進児にコース分けする。

3. 女子の教育の目的是婦人の課題を果たすことであり、共学は拒否する。

4. 学校組織は國家組織の中に位置付けられ、統一的に組織する。

5. 専門学校では職業教育を行なう。

6. 4年制女子中間学校、リツオイム（高等女学校）、ドイツ上級学校から、中等学校へ進学できるようにする。

7. 女教師に大学への道を開く。

8. 給与を男女平等に。

9. 既婚女性の採用を原則的に拒否する<sup>72)</sup>。」

6月11日から13日にかけて代表者会議を開いたカトリック教員連盟 (Katholischer Lehrer=Verband des D.R.) は、さらに教員養成も宗派的に行なうこと、ドイツ上級学校を設立することを要求していた<sup>73)</sup>。

カトリック教員は、抽象的に言われる限りでは統一学校を原則としては拒否しないが、それを現実化する個別要求には極めて消極的である。宗派教育が全てに優先しドイツ民族精神もカトリック教員の主張ではない。カトリック勢力は、中央党を介して、ワイマールの妥協をひきだし、実質的に大きな成果をあげていた。

それに対し、プロテスタントの教員団体 (Verband deutscher evangelischer Schul=Lehrer und Lehrerinnen Vereine) は各派に共通な宗教教授を行なうこと、ドイツ国民性・ドイツ文化の教育を前面にすえること、産業社会という現実を直視して教育の内容を編成することなどの要求をだした<sup>74)</sup>。このことから、「教育目的」については、「宗派」と「ドイツ精神」が対立し、堀尾氏のいう「宗教的カテキズム」と「政治的カテキズム」は当初においては対立的に並存し、しかも後者は産業の教育への要請の政治的表現であることがわかる。早晚、資本主義が教育も支配するに従って、教育目的が後者に純化せざるを得なかつた<sup>75)</sup>。

6月10日に社会主義教員連盟 (Verbandes sozialistischer Lehrer und Lehrerinnen Deutschland und Deutsch-Oesterreiches) が会議を開いた。その詳細はわからないが、要求の中心は学校と宗教の完全なる分離、世俗学校であった<sup>76)</sup>。

以上の団体の中で宗教についての見解が完全にことなっていることがわかる。しかも社会主義教員を除いて、すべての教員が宗教教授を望んでいた。宗派教育、ドイツ精神とキリスト教共通内容、世俗学校の対立は、教育目的の抽象化された争いだった。

1919年夏に、大学教育を受けた社会民主党系の中等教員が中心となって「学校妥協」に反対し「徹底的学校改

革者同盟」を結成して世俗学校のために闘ったが、全体の教員の意識からみて、それは極めて困難な課題であったといわなければならない。しかし、遂にキリスト教共通内容による教授など現実には不可能なのであり、「統一学校」の主張を貫くことによって、宗派学校に反対することで統一する客観的基礎は存在した。これは後に「全国学校法」の闘いで試されることになるのである。

次にすべての教員が望んでいたことは、教員の養成と給与の改善であった。しかし、それ故にこそ教師の統一性をもつとも困難にする理由もここにあった。

ドイツ教員連盟は給与の統一性、その前提としての大學生での養成を要求したが、中等教員は賛意を示さないばかりでなく、給与は資格によって決めるという全く逆の要求を掲げていた。さらに、オルデンブルクのフィロローゲン連盟は予備学校の廃止の後にその教師の再配置が問題になることを予測して、「教員養成所出身の予備学校教師は中等教員として採用しないこと」という要求まで掲げていた<sup>77)</sup>。

一方、継続学校の教師や職業学校の教師は大学での専門教育とともに、中等教員と同じ待遇を求めていた<sup>78)</sup>。

特権の廃止を求める初等・継続学校教員と特権の維持を求める中等教員は、いまだ統一の基盤をみいだすことができなかつた。教育が人間の発達段階に即して行なわれるべきであることが、発達の科学的研究によって明らかにされることが統一の意識を形成するためには不可欠であり、それを保証するものが「大学における統一的養成」であった。初等教員の要求は次第に認められ実現する方向に向つたといえる。初等教員は、初等学校としての「教員養成所 (Seminar)」で養成されていたため、大学に入学する資格もなく、そのために専門性が不充分であるという社会的評価を免がれたかった。それに対して、①一般教育を中等学校、②教育学、専門教育を大学で履習する、という養成構想が統一学校運動の中で形成されてきた。先述したように国民学校の教師は不足しており<sup>79)</sup>、量的質的向上は緊急の課題であった。

では教員養成所の教員自身はどのような主張をしていただろうか。

「ザクセンゼミナール教員連盟 (Sachsische Seminarlehrervevein)」は11月25日に次のような要求をまとめた。

教育の目的は、青少年が人格を発達させる共同体であるとし、そのために一方で教授の自由、学校の自治を主張した。又、国民教育の専門的な内容が高まってきたこと、教員の基礎として必要な心理学・社会学・教育学は大学で学ばねばならないことを根拠として教員養成を主

な目的の一つとする」ドイツ上級学校 (deutsche Ober-schule)」を創設し、さらに教員養成所を中等教育機関として再編成することを要求した<sup>80)</sup>。

8月9日から10日にエルフルトで開かれた「全ドイツゼミナール教員連盟 (Deutscher Seminarlehrer-Verein)」もドイツ上級学校の設置と大学の協力を呼びかけた<sup>81)</sup>。これらの要求はワイマール憲法に「教師の教育」は、高等教育 (die höhere Bildung) について一般に適用される原則にしたがい、ライヒについて統一的にこれを規律しなければならない」という条項にとり入れられていた。

新しい中等学校の創設の要求は、中等学校がほとんどない農村からも強くだされていた。表3は、人口別の自治体における国民学校の生徒の数とその地域の中等学校の数を百分率で表わしたものである。これによれば全体の4割の生徒が住んでいる地域（農村と考えてよい）に、中等学校がわずか2%しかないことがわかる<sup>82)</sup>。これは都市と農村の教育機会の不平等ということにとどまらず、農村では中等学校による教員養成など不可能であることを示している。そこで「上構学校 (Aufbauschule)」や「ドイツ上級学校」と呼ばれる新たな中等学校を設立することが検討され実現していったのである<sup>83)</sup>。

表3 各々全体の中に占める割合 (%)

人 口	国民学校の生徒	男子中等学校	女子中等学校
~2千	41.1%	2.37%	1.41%
2千~1万	18.2	21.32	9.90
1万~10万	19.7	39.90	45.45
10万~	21.0	36.41	43.23

上構学校は、当初から農村などのために計画されたもので、1917年頃からプロイセンで計画が進行していたが、1920年に国民学校の特別優秀な生徒を集めてクラスを作ったことで出発した (Aufbauklasse)。1920年12月18日の首相の通達によって他の中等学校と同格とすることが認められて以来実質化した。1922年の復活祭にプロイセンで42校、23年に30校設立された。そして1926年には、60地域に上構学校が存在し、他の32地域に上構学級がつくられていた。他には、ザクセン、チューリンゲン、オルデンブルク、ブラウンシュバイク、メクレンブルク、シュバーリンなどで設置されていた<sup>84)</sup>。

ドイツ上級学校は、これに対して戦争の体験の中から、ドイツ精神を教育の核として位置づける必要性を支配層が感じたところから構想されたものである。したがって当初から教員養成のために考えられた。教員団体の要求

につきあげられ、1922年頃から具体化したが、上構学校が先行したために多くはそれに併合されることになった。1926年にプロイセンで20校（男子8、女子12）があり、他にザクセン、チューリンゲン、メクレンブルク・ブーリン、オルデンブルク、ブラウンシュバイク、ブレーメン、ハンブルクなどに作られていた<sup>85)</sup>。

この2つの新しい中等学校は、形態的に大きな差異はない、多くは6年制で、国民学校の7、8年から編入するもので、古典文化より、ドイツ文化を中心とするものであった。これによって中等学校への道と、教師が大学で学ぶ道がわざかながら開かれたことはまちがいない。

さて、残った職業学校、継続学校の教員の要求をみておこう。

1919年5月30日、ヴュルテンベルクの工業学校関係者は次のような要求をまとめた。

「未来の学校体系・統一的な公立学校体系の中に職業教育を位置付け、その一環として①高等工業学校(höhere Gewerbeschule)をつくること、②教員養成のための技術大学(technische Hochschule)を確立すること<sup>86)</sup>」

職業学校は、教育関係以外の産業関係官庁によって統轄されていることが多かったので、産業界に対する要求も含まれていた。この点については、10月6日、7日にハノーバーで開かれた「プロイセン工業＝商業教員連盟(Verband preußischen Gewerbe- und Handelslehrer)の会議でまとめられた次の要求によく表現されている。

「1. 職業教育は全教育の中で不可欠のものである。

2. 職業学校の授業は昼に行なわれるべきであって、その間の賃金を不払いにされないようにすること。

3. 国の責任で教師の養成を行なう<sup>87)</sup>。」

継続学校の教師も大体同様の要求をしているが、「継続学校においても公民教育を重視すること、18歳までの義務就学を現実化するための職業学校をつくること、有能な非常勤の専門家を教師として採用すること、経済省が監督すること」を加えている<sup>88)</sup>。

興味深いことに、職業学校・継続学校的教員の要求と、教育行政当局の課題意識は顕著に重っているのである。当局者は先に実現した制度改革以外では、職業教育、実科教育の充実、及び公民教育の徹底を考えていた<sup>89)</sup>。

継続学校は19世紀後半から少しづつ作られていたが、1904年にプロイセンで法制化されて以来、急速に増加した。しかし、それは義務ではなく、ワイマール憲法の義務規程ができても実効はうすかった。表4によると1921年のプロイセンの就学は24%にすぎないことがわか

る<sup>90)</sup>。1923年7月31日の「職業学校（継続学校）義務の拡大についての法(Gesetz betreffend Erweiterung der Berufs(Fortbildung)schulpflicht)」と12月29日の通達によって義務就学が明確にされたが、それでも1926年に54.1%に上がったにとどまった<sup>91)</sup>。

表4 14才～18才の就学率

(中等中間学校に通学している者を除く)

	14才～18才の人口	職業学校・継続学校に通学	%
職業 農	人 866,000	人 49,230	5.68
工	906,000	552,532	61.00
商	193,000	137,049	71.00
定職なし	1,235,000	17,492	1.41
計	3,200,000	756,303	23.63

継続学校、職業学校教員の要求の中心である実科教育については、あくまで職業教育をすべての者に与える、あるいは制度的に重視するというもので、普通教育との関係も含めた「教養」の変革という視角をもつものではなかった。ここで詳しく論ずることはできないが、労働者階級の要求する「労働と教育の結合」という要求とはまだ異質なものであった。

さて、1920年の4月に「予備学校廃止法」が公布され、統一学校は一步前進したが、6月11日から19日まで、「全国学校会議」が開かれ、統一学校の論議はここで頂点に達した。この会議は3月に予定されており、それをふまえて「全国学校法」を制定するはずであったのが、カッパー揆のため延期されたものである。しかも、この会議の直前の6月6日の総選挙で社会民主党は163名から102名へ、民主党は75名から39名へと大敗北を喫し、ワイマール連合の主導権はさらなる後退を余儀なくされた<sup>92)</sup>。そのためもあって、議論百出、まとまった方向はついに出なかった。統一学校の分科会も同様であり次のような意見整理を行なったが、雑多な意見の寄せ集めにすぎなかった。

「1. 4年制の基礎学校の上に次のようなコースを設ける。4年制の国民学校(共通コース)，特に優秀な者のための中間コース(このあと6年制の中等学校、3年制の中間学校へ)。4年制、6年制の中間学校。

2. 6年制、8年制の基礎学校も可能にする。

3. 人数の多い基礎学校では能力別にコースを設けることも可能にする。

4. ドイツ上級学校、上構学構を設立する。

5. ドイツ国民制度は全体として1つの目的をもつべきである<sup>93)</sup>。」

ようするに存在する意見をすべて取り入れた。すべてが満足し、すべてが不満なまとめであった。教師・教育運動の統一の困難さがここにもみられるのである。

## VII 「全国学校法」廃案への闘い

これまで教師の要求についてみてきた。そこでは教師の認識が進展したとはいえ、まだ統一的な教育運動を開拓するには困難であることが示された。しかし「全国学校法」をめぐる闘いによって、なお重大な欠陥があったとはいえ、統一の闘いが前進した。

ワイマール憲法は、146条項の宗派学校の設立について、詳細は別の法で規程するよう定めていたが、その具体的な提案がなされたのは1921年4月22日のことであった。その法案の作成の中心は民主党のコッホと社会民主党のシュルツであった。この法案は社会民主党のさらなる後退を示すものとして大きな反撃に直面しなければならなかった。その内容は次のようなものであった。

「1. 国民学校は共同学校(Gemeinschaftsschule)である。しかし、この法律に反しない限り、宗派学校、非宗派学校(Bekenntnis freischule)も保持されうる。非宗派学校は、世俗学校か世界観学校(Weltanschauungsschule)である。

2. 共同学校は原則的にすべての生徒に開かれる。共同学校は宗教教授を正規の課目として保持する。一定の宗派に属することは、教職につくことにとっての前提ではない。しかし、生徒の宗教的な分布にあわせて可能な限り考慮される。——<sup>94)</sup>」

この法案は、国民学校の原則を共同学校とすることで、宗派の分裂を克服しようとするようにみせながら、生徒と教師の宗派を考慮することによって、事実上共同学校を宗派学校に変質させる意図をもつものであった。当時批判されたように「隠然たる宗派学校」であった。そして現に存在する宗派混合学校すらも、宗派学校に改編することを意味した。しかも、法案の説明に学級を宗派別に編成することまでが記されていたのである<sup>95)</sup>。当時少ないととはいえる、プロイセンで4%の学校、4.2%の生徒は宗派混合学校であった<sup>96)</sup>。

この文字通り反動的な法案に対して反対運動が盛りあがった。この運動は教育界におけるはじめての幅広い統一的な運動であったといふことができる。

ドイツ教員連盟は5月16日にシュトゥットガルトで第29回大会を開き、反対の決議をあげた<sup>97)</sup>。統一学校の形態として宗派混合学校を主張するドイツ教員連盟にとってこの法案に賛成できないのは当然であった。

「徹底的学校改革者同盟」はこの決議をすぐに支持

し<sup>98)</sup>、中心人物のエストライヒは同時に法案批判の筆をとった。その中でエストライヒは、この法案が「中央党のための自由な道」であることを嘲笑しながらも、一方で父母団体・教師団体・労働団体までが宗派に分れていることを批判せざるをえなかった。彼はあくまで世俗学校を要求し、単に宗派的に分裂した学校を克服するだけでなく、共通の倫理や共通の文化をめざすものであったからである<sup>99)</sup>。そして、徹底的学校改革者同盟はこの年の秋のケルン会議で次のように反対の決議をあげた。

「父母の皆さん！ ドイツは1つの共和国であり、したがってわれわれは、この国家形態を維持するために全面的に整備された1つの学校をきずき上げねばならない。

われわれの新しい国家形態を支えるための保証を何ら有しない学校は、共和国の最大の敵である。宗派学校、教会学校はかかるものとして位置づけられねばならない。

1. 宗教学校、教会学校は從来、王冠と祭壇のもっとも強力な擁護者だったからであり、また、
2. それらは共和制という国家形態を内心嫌悪しており、したがって、ドイツ共和国の維持強化に真剣に努力することはけっしてしないであろうからであり、またそれは、
3. 科学の成果にもっとも頑強に敵対しており、現実の遊離した学校として教会の信仰という教授原則をすべての教育の出発点にしているからであり、最後にそれは、
4. 国民に敵対する学校だからである。というのは、それは從来どおり、大多数の国民大衆を従順な臣民、卑屈な信者、安上がりの賃金奴隸に教育しようとしている一部の国民に奉仕するものだからである。自由を志向する父母がドイツを引き受ければ、ドイツを最悪の状態から守ることができる<sup>100)</sup>。」

法案審議は1922年1月からはじまり、1月24日ドイツ共産党のツェトキンが反対演説を行なった。この演説は、かつての同志であり、現在この反動法案の提案者であるシュルツに対し、かつて共に確認した原則を示したものであったが、それにとどまらず、ワイマール憲法にも引き続き採用されていた「教育権者」というカテゴリーを原則的に批判した点で特筆すべきものであった。「教育権者は、教育される権利をもつ子供であり教育の義務を負うのが、第一に子供のすべての能力を有用なものにしなければならない社会の代表者としての国家である」とのべ、組織された階級の意思を対置した<sup>101)</sup>。このことは「教育の自由」を進歩的なカテゴリーとして奪還する

鍵になるものであった。国家の保障形態と、組織された階級の意思の民主的関係が明らかにされれば、「教育の自由」論は大きな飛躍が可能となるであろう。

「全国学校法案」は、このような反対運動によってついに廃案となった。この勝利は、かなり広範な運動が組織されたという点で評価されるべきだろう。廃案となったとはいえ、圧倒的に宗派学校として存在している国民学校の状況を変革することができたわけではないからである<sup>102)</sup>。

さらに運動の主体的力量という点でも大きな弱点をもっていた。それは「統一戦線思想」の欠落といえよう。

ドイツ共産党は、1921年4月22日、すなわち「全国学校法」が提案された日に、世俗学校に関する声明を出していた。

「1. 『世俗学校』というスローガンは共産主義的ではないので、共産主義者は、この目的での動機や集会は社会民主主義や市民的な政党にまかせておく。」

3. 教育と生産労働の結合なしには、世俗学校は最も価値ある要素を失いてしまうし、資本主義的賃労働と利潤経済の除去によってのみこの目的は達せられることが強調されなければならない。

5. 世俗学校の校長と教師が州の教会から脱会し、子供が宗教教授から脱け出ることを要求する。この共産主義的条件が満たされないところでは設立を拒否する。

6. 世俗学校は、それが生れたところでは、共産主義教育の宣伝のセンター、青年教師のための闘いの先端としなければならない<sup>103)</sup>。」

ここには世俗学校の過小評価と過大評価が同居しており、社会主義への学校の移行形態についての独自の意味と、統一戦線の志向が欠如している。政治と教育の関係認識からみれば、1ではその分離であり、6では政治の安易な教育へのもちこみである。

ドイツ共産党は1923年以降統一戦線の経験と思想を徐々につみ上げていく。それによってこれらの欠点は少しずつ克服されていくであろう。

しかしながら、宗派によって分裂し、それが支配に利用されるという構造を国民全体のレベルで克服するには、1920年代以降の科学革命をその教育内容への導入、いかえれば科学を核とする「国民的教養」の形成を経ることが必要だったと考えられる。

さて、宗派学校とドイツ民族精神をかけたドイツ教育はどのような性質を付与されただろうか。その答はちょうど全国学校法が共和国議会で論議されている時期に、プロイセン文相のベーリッツ(Boelitz)ドイツ国民党)

がプロイセン議会で行なった演説によく示されている。

「国家的統一性と一貫性のない国民は自己の文化的価値を否定することで脅かされるのであります。私は2、3日前に、ドイツが国を失うならばドイツ国民の歴史は終るのだ、という真摯なることばをみました。全生活価値にとって何ものにも代えられない国家というこの感性は、喜びに満ちた進歩を作り出すのであります。あらゆる機会に全力でもって、学校に、国民学校に、中等学校に、大学に導入しなければなりません。……皆さん、ドイツでは宗派的分裂があります。……しかし、国民が400年間解決できなかった文化問題を学校が解決できるものではありません。我々は宗派的分裂を単に無視するのではなく、お互いに理解しようと思うのであります。……もし、宗派学校においても国家理念を発達させるならば、文化的統一性の思考が注がれるであります<sup>104)</sup>。」

ここに語られた内容は、学校に対する統一的理念とはほど遠いものである。「宗派」と「ドイツ国家」を無理に並べたにすぎないのである。したがってこれは早晚「止揚」されなければならないものであった。しかも、この2つの概念は、伝統的努力とブルジョアとの相克の反映であったから「止揚」は現実的要請であった。ナチスがドイツ民族の旗を掲げてこれを純化したことは歴史的不幸であったが、それは一種の必然性の上にのったものであった<sup>105)</sup>。

以上のワイマール初期の学制改革が示すことは何だろうか。

改革原理の集約であるワイマール憲法は、妥協の産物であったが、基本的には「統一学校運動」の主張の現実化であった。国民学校の能力別編成化、予備学校の廃止、ドイツ民族精神の強化にそれは現れている。

社会民主党は、表向きは自らの教育原則を放棄しなかったが、事実上このブルジョア的改革に屈服した。妥協に際して社会民主党がかちとった唯一の成果である世俗学校は、その妥協の性格の故に、実質的なものとはならなかった。

妥協の理論的性格をとく鍵の1つは「教育の自由」についての議論である。国家的に統一された「統一学校」は、「教育の自由」の制限（教育の私的自治の制限）であり、更にそれがドイツ民族精神の強化と結びつくとき「教育の自由」は実質的に否定されたということができるだろう。それに対し、労働者階級は、私的自治を止揚した教育の自由を確立することを歴史的課題として負ったのである。しかし、それはまだ模索の段階であった。

社会民主党の帝国主義擁護、ドイツ革命の敗北という

経過をたどった労働者階級は、この時点で勝利を得ることはできなかった。そして教育界においても保守的な勢力が強固であった。それ故、教育における統一戦線は極めて困難であった。学校の統一化が基礎学校に限られ、養成の統一化が実現しなかったことがそれを助長した。しかし、それでもかかわらず、教育界を中心に、国民諸階層が教育制度改革について提言し、議論したという事実は、国民教育、及びその主体形成にとって、少なからぬ意義をもったというべきである。

### 注

- 1) 大戦前の論議については、岩崎次男「ドイツ帝国と教育の近代化」『世界教育史大系12』所収を参照。
- 2) "Monumenta Paedagogica IV-Beiträge zur Bildungs-politik und Pädagogik der revolutionären deutschen Arbeiterbewegung in der Zeit der Novemberrevolution und der revolutionären Nachkriegskrise 1918—1923," Teil 1, Herausgegeben von der Kommission für deutsche Erziehungs-und Schulgeschichte der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin. S 130. 以下本書を Monumenta と略。
- 3) Monumenta. IV. Teil 2, S 222.
- 4) "Die deutsche Einheitsschule-Zentralblatt für das gesamte deutsche Schulwesen," herausgegeben von Professor Dr. Kullnick, No. 10 1920. 1. S 366. 以下本誌を d. E. S. と略。この間の事情については、岩崎次男「ワイマール共和国と教育改革」前掲所収、大野稚俊「ドイツの統一学校運動と義務教育」『世界教育史大系28』所収など参照。しかし、大野氏は上論文で基本的な誤まりを犯している。つまり、ワイマール憲法の条項は言葉の上では第二帝政と同じであるが、その内容において違いがあるとし、高く評価する。そして、その根拠として A = ホフマンの演説を引用している。しかし、後にみると、ホフマン的路線の否定の上に、ワイマール憲法が制定されたのである。
- 5) Monumenta. IV. Teil. 1, S 130.
- 6) d. E. S. No. 1. 1919. 6. S 16—17.

教科書に関する訓令は次のようなものであった。

「全中等教育施設、国民学校の校長及び教師へ。  
新しい、時代を考慮しなければならない教科書を直ちに修復し、導入することは、技術的困難や、紙不足があるので、使用しうる教科書、特に歴史の読本、教科書は、必要な処置をして再利用することが、全教師の教授経営に期待される。」

学校監督に関する訓令は次のように規定していた。

「1. 1919年1月1日より、国民学校の監督と指導は、地方学校視学官 (Ortsschulinspektoren) によって行なわれる。

2. 教会の学校区視学官や学校区官庁の一員のような教会の都市学校委員会の学校監督行為は1918年12月31日をもって終了する。その代わりを、1919年1月1日より世俗的な専門家が行なう。」

- 7) a. a. O. S 17.
- 8) a. a. O. No. 10. S. 341. ザクセンでは1919年2月28日に教会の地方学校監督が廃止されている。Günther "Geschichte der Erziehung," 1969. S 528. 同書によると、ザクセン州でのこの一連の措置の遂行には、ライプツィヒの教師協議会の力が大きかった。
- 9) Günther. a. a. O. S 528.
- 10) Monumenta. IV. Teil 1. S 210.
- 11) d. E. S. No. 1. S 19.
- 12) a. a. O. S 18. この実施、実現について調べることは今後の課題である。
- 13) マンハイム党大会の定式については、岩崎前掲参照。詳しくは、Karl Christ "Sozial-demokratie und Volkserziehung—Die Bedeutung des Mannheimer Parteitags der SPD im Jahre 1906 für Entwicklung der Bildungspolitik und Pädagogik der deutschen Arbeiterbewegung vor dem ernsten Weltkrieg," 1975. 党大会全体の議論については、安世舟『ドイツ社会民主党史序説』第三章参照。
- 14) Konrad Haenisch "Staat und Hochschule," によく現れている。なおこの点については藤沢法暎「戦間期ドイツの教育政策と教育運動」に詳しい。なお、前掲岩崎論文が、1919年2月以降、ヘーニッシュが反改革的になるように書いているのは賛成しがたい。
- 15) "Politik und Schule von der Französischen Revolution bis zur Gegenwart," Band 2 Herausgegeben von Berthold Michael und Heinz-Hermann Schepp, S 75. 本書によればこの点が正式に法定されたのは、1919年7月18日の州憲法制定会議、及び1919年9月20日の訓令である。
- 16) Monumenta IV. Teil 1. S 187—188 より引用。このヘーニッシュの訓令を、本書が前進的なものとして全体に評価しているのは納得しがたい。もっとも、後の兆しがあるとはいっているが具体的にどの点かは明示されていない。
- 17) Max Pohl "Nachdenkliche Betrachtungen zum sogenannten Religionserlaß," in "Monatschrift für

- höhere Schule,, 1919. S 17—19.
- 18) A. Hoffmann 'Neue Bahnen im preußischen Ministerium für Wissenschaft, Kunst und Volksbildung, in "Monatschrift für höhere Schule,, 1918. S 401.
- 19) K. Haenisch 'Der "neue Kultukampf" 1918. 12. 25, in "Die Glocke,, 1919. Heft 40. S. 1253.
- 20) a. a. O. S 1257.
- 21) Hoffmann. a. a. O. S 402.
- 22) K. Haenisch. 'Sozialdemokratische Kulturpolitik, in "Die Glocke,, 1918. 'An die Lehrer und Lehrerinnen der höheren Lehranstalten für die männliche Jugend, der Lehrer-und Lehrerinnenseminare, Präparandenanstalten, Studienanstalten und Oberlyzeen Preußens, in "Politik und Schule,, 岩崎氏は、ヘーニッシュが生徒の自由な発達を中心に戸教師の自由を考えようとするとして注目しているが、生徒の教育が教育権者の個人的判断に委ねられている法体系の下にあっては、それ程実効あるものではないと思われる。
- 23) d. E. S. No. 2—3. 1919. 7. S 68.
- 24) Monumenta. Bd IV. Teil I. S 136.
- 25) d. E. S. No. I. S 20—22 Monumenta にもこのリピンスキーアの演説が紹介されているが、この会議の中に、反動の勢力が台頭してきていたことには触れていない。
- 26) d. E. S. No. 1 S 19.
- 27) a. a. O. S 21.
- 28) a. a. O. S 19.
- 28) Max Quarck Schulkämpfe und Kompromisse im deutschen Verfassungswerk, in "Die Neue Zeit,, 1919—20—1. S 7. マックス＝クワルクは社会民主党側の審議委員であって、「学校妥協」に直接関与した人物である。
- 30) 18.11.15にエーベルトが任命した。S. Müller "Die Höhere Schule Preußens in der Weimarer Republik,, 1977. S 35. 但しこの本では第一回草案が(憲法議会への) 19.2.21. になっている S 35.
- 31) 山田景「ドイツ近代憲法史」p. 88
- 32) M. Quarck. ibid S 7.
- 33) a. a. O. S 7.
- 34) a. a. O. S 8.
- 35) S. Müller a. a. O. S 35. 国家的結合と地方の自治を統一しようとした試みとプロイセン草案を評価している。「プロイセンは教育問題を国家の事項 (Staatsang-

- elegenheiten) とは考えなかった」 S 37.
- 36) a. a. O. S 8—9 尚プロテスタントは「意志に反して」カトリックは「明示された信条に反して」強制されない。と規定されているが、教育法上の相異はないといえよう。
- 37) a. a. O. S 31—32
- 38) a. a. O. S 33.
- 39) しかし、ザイフェルトのように委員会で世俗学校を主張する者も当然いた。
- 40) Günther "Geschichte der Erziehung,, S 578.
- 41) M. Quarck. ibid S 37.
- 42) ワイマール憲法の教育条項の成文は、宮沢俊義編「人権宣言集」岩波文庫, p. 209—213
- 43) Monumenta. IV. Teil 1. S 201.
- 44) a. a. O. S 202. また、私的団体である「ドイツ教育会議 (Deutscher Ausschuß für Erziehung und Unterricht, 1919. 9. 9.—10.) は妥協を実りのあるものでもなく、合目的でもない、と批判した。d. E. S. No. 8—9. S 246.
- 45) 'Pädagogische Lexikon, Herausgegeben von Heilmann 1928. S 1074.

都 市	年	キリスト教的 (宗派的)	世 俗 的
ベルリン	1924 26	4198 3919	1050 1500
ハ レ	22 24 26	175 180 260	165 441 40}※
フランクフルト a. M.	24 26	384 360	201 250
ブレスラウ	22 24 26	456 536 401	254 98 118

※ この数字は不自然なので誤まりだろうと思う。

- 46) 促進学級は、障害者あるいは遅進児のためのものもあったが、数は非常に少ない。
- 47) d. E. S. No. 12 の記事による。
- 48) 基礎学校は施行令によって4年と定められた。
- 49) 全文は d. E. S. No. 4—5. S 133—138.
- 50) Monumenta. IV Teil 1. S 144.
- 51) Wilhelm Schremmer "Die deutsche Schule auf deutschen Grundlage,, 1916. S 2—4
- 52) Heinrich Schulz 'Karl Marx und die Pädagogik, in "Die Glocke,, Jg 4. 1918. S 156.
- 53) Karl Reinhardt. "Die deutsche höhere Schule

- nach dem Weltkriege-Beiträge der Weiterentwicklung des höheren Schulwesens,, 1916. S 1.
- 54) ibid S 2.
- 55) J. Tews "Die deutsche Einheitsschule,, 1916 戦争中の教育動向については、Gerd Hohendorf "Die pädagogische Bewegung in den ersten Jahren der Weimarer Republik,, に詳しい。
- 56) Paul Ruschatz 'Die Schule in alter und neuen Zeit, in d. E. S. No. 6.
- 57) "Das Preußisches Schulwesen,, 1921この工作施設の設備状況から考えてみて、ケルシェンシュタイナーの労作教育が、労働技術に重点があったのではないことがよくわかる。
- 58) このことは、イギリス、フランスをみるとよくわかる。イギリスには今だに存在しているし、フランスで完全に廃止されたのは1960年代のことである。
- 59) 'Entschlüsseungen des 41. Vertretertags der preußischen Philologenvereine, d. E. S. No. 6 S 172, フィロローゲンとは、ラテン語ギリシャ語の教師のことで、中等教員の中心である。
- 60) 'Forderungen des Oldenburger Philologenver eins, d. E. S. No. 6. S 172,
- 61) Ernst Fock "Die Einheitsschule-Bewegung,, 1919
- 62) 3年を主張する者は、「選抜機能」を重視し、6年を主張する者は「一体感の形成」を重視するといえる。4年はその調和をめざしている。
- 63) J. Tews 'Umschau, in "Die Deutschschule Monatsschrift,, 1920. S 31.
- 64) Theodor Litt 'Die höhere Schule und das Problem der Einheitsschule, in "Monatsschrift für höhere Schule,, 1919. S 287.
- 65) E. Schwarz 'Die Einheitsschule differenziere nicht die Schuler nach gradueller Begabung, sondern der Unterricht nach der Veranlagung der Schüler, in "Die Neue Erziehung,, 1921. S 19—20.
- 66) Pestalozza 'W. Rein, in d. E. S. No. 1. S 11.
- 67) 'Politik und Schule, II S 75—76.
- 68) 長尾十三氏はこの第二点によって統一学校理念が挫折したとしているが、むしろ第二点を許すところに「統一学校運動」の本質があったとみるべきである。「ドイツにおける統一学校運動の消長」『世界教育史大系25. 中等教育Ⅱ』P.222 もちろん労働者階級が求めた統一学校に反していたことは当然であるが。
- 69) 'Preußische Statistik S 95.  
尚、ワイマール憲法では、私立の予備学校の廃止が決められ、1920年法では公立のみが規定されていることの厳密な法解釈はよくわからない。Bictor Bredt の憲法注釈は何ら触れるところがない。しかし、存続したのみでなく私立の予備学校は、1920年以降増加した。
- 70) Monumenta IV. Teil 2 S 215.
- 71) d. E. S. No. 4—5. 以下「要求」はすべて筆者が本論文の主題に応じて選択・要約したものである。
- 72) d. E. S. No. 6. 正確な日付が書かれていないのであるが、雑誌の日付が9月刊行になっているので、8月以前であることはまちがいない。
- 73) a. a. O. No. 4—5.
- 74) a. a. O.
- 75) これはドイツにおいてという意味で、宗派的対立が公教育に直接もちこまれない国では、教育目的はちがった表現をとるであろう。
- 76) Monumenta IV. Teil 1. S 235.
- 77) d. E. S. No. 4—5. もっとも、後にはプロジェクト＝フィロローゲン連盟が1921年12月21日に州当局に対して、予備学校の教師の再就職を保証するように要求している。'Deutsche Philogen=Blatt, 1922. S 111.
- 78) 'Grundsätze für Neuordnung des sächsischen Berufsschulvereins-sächsischen Fortbildungsschulverein, 'Leitsäze des Vereins Württemburgischer Gewerbeschulmänner 1919. 5. 30, d. E. S. No. 7.
- 79) Paul Hoffmann 'Lehrerbildung im Rahmen der Einheitsschule, d. E. S. No. 2—3. S 45.
- 80) d. E. S. No. 8—9. S 252—253.
- 81) a. a. O. S 252.
- 82) 'Preußische Statistik, より作成
- 83) 当局の議論は、Denkschrift des Reichsministeriums des Innern 'Die Umgestaltung des höheren Schulwesens insbesondere die Einführung der deutschen Oberschule und der Aufbauschule, 1923 に経過が記されている。
- 84) 'Pädagogische Lexion, 1928. S 285—288.  
ユネスコ編「世界の中等教育」はこの上構学校は早期選抜の欠陥を是正したと評価しているが、設立の経移からみてとうてい納得しがたい評価である。但し、大学の教師は、上構学校に対して質が低いということで批判的であった。'Verband der deutschen Hochschullehrer 1920. 2. 1.—2., d. E. S. No. 12. S 365.
- 85) a. a. O. S 926—928.  
こうして2つの新しい型の中等学校ができたことによって、従来の3つの中等学校タイプを文化によって

- 4つに類型化する発想が生まれた。つまり、古典文化のギムナジウム、ヨーロッパ文化のレアルギムナジウム、自然科学のオーバーレアルシューレ、ドイツ文化のドイチェオーバーシューレ、という具合である。Heinrich Deiters 'Die Neuordnung des höheren Schulwesens, im "Die Gesellschaft," 1926. 8. S 143.
- 86) d. E. S. No. 7. S 205.
- 87) a. a. O. No. 8—9. S 256.
- 88) Sächsischen Fortbildungsverein 'Grundsäge für Neuordnung des sächsischen Berufsschulwesens, d. E. S. No. 7.
- 89) 'Konferenz der Thüringer Schulbehörde 1919. 7. 7.—10., d. E. S. No. 8—9. S 243. 'Pädagogischer Ausschuß des Zentral-Institut für Erziehung und Unterricht 1919. 6. 20.—21., d. E. S. No. 8—9. S 246—249. 後者はヘーニッシュ文相が上構学校について諮問したところ、教育全般について意見をまとめ、実科教育を第一の課題とした。
- 90) "Preußische Statistik," S 112.
- 91) "Monumenta VI Teil 2," S 114.

1926年プロイセンの継続学校就学率

	男	女	計
都 市	100	43.9	83.5
農 村	57.7	3.9	28.6
全 体	86.1	23.0	54.1

- 92) 全国学校会議については、中山征一「社会民主党と国家学校会議」京都大学教育学部紀要19巻, Hohen-dorf 'Die Pädagogische Bewegung in den ersten Jahren der Weimarer Republik,
- 93) Deutsche Schulkonferenzen Band 3. Die Reichsschulkonferenz 1920. Ihre Vorgeschichte und Vorbereitung und ihre Verwandlungen, Amtlicher Be-

- richt, erstattet vom Reichsministerium des Innern 1972.
- 94) Monumenta VI. Teil 1. S 218—219.
- 95) J. Tews 'Umschau, in "deutsche Schule Monatsschrift," 1921. S 266.
- 96) Das Preußischen Schulwesen nach dem Ergebnissen der amtlichen Schulstatistik vom 25 November 1921. S 37.
- 97) Tews ibid, C. L. A. Pretzel 'Die Stuttgarter Tagung des Deutschen Lehrervereins, a. a. O. S 241.
- 98) Parl Gärtner 'Rundschau-Schulpolitischen Rundschau, in "Die Neue Erziehung," 1921. 7. S 232.
- 99) Paul Oestreich 'Ein Versöhnungswerk ?, in "Die Neue Erziehung," 1921. 6. S 175—177.
- 100) 'Die Neue Erziehung, 1921. S 373. 藤沢法暎 「戦間期ドイツの教育政策と教育運動」『季刊、教育運動研究』所収 p. 74
- 101) C. Zetkin 'Gegen das reaktionäre Reichsschulgesetz, in "Ausgewählte Reden und Schriften II," S 481—482.
- 102) 1926年プロイセンで、プロテスタント 28,570 校、カトリック 15,216 校、回教 121 校、混合学校 8,413 校、世俗学校 120 校で、84%が宗派学校であった。
- 103) Monumenta VI. Teil 1, S 235.
- 104) 'Aus dem preußischen Landtag. Sitzung vom 20. Februar 1922. Rede des Unterrichtsministeriums Dr. Boelitz, in "deutsche Philologen Blatt," 1922. 3. 1. No. 7. S 102—103.
- 105) 皇至道が、ナチスが統一学校の完成者だとしたことは、クルシェンシュタイナー流の論にたつ限り正しいといえる。『独逸教育制度史』